

岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第29条第1項に規定する都心軸屋外
広告物モデル地区における広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本方針について

1. 良好な景観形成に関する方針

都心は商業・業務機能が集積し、多くの人々が集まる岡山の中心であるとともに、岡山の顔として、都市のイメージを形づくる重要な場所である。その中でも、都心を構成する「岡山駅前広場」と主要な街路である「桃太郎大通り」、「市役所筋」、「西川緑道公園筋・枝川筋」、「県庁通り」、「柳川筋」及び「西口筋・昭和町通り」、そして都心の外郭を構成する「城下筋」、「主要地方道岡山児島線・国道250号」は、花や緑に包まれた楽しい歩行者空間を形成する歩行者軸であるとともに、都市景観の骨格となる景観軸であるため、風格と賑わいを備えた魅力ある都市景観の形成を進めていく必要がある。そのため、各路線沿いを「都心軸屋外広告物モデル地区」に指定し、都市景観向上に貢献する屋外広告物の掲出を誘導していくことにより、各路線の特徴に応じた風格と賑わいにあふれる都市景観の形成を図っていく。

なお、「岡山市景観計画」で定める各路線沿いの景観形成方針については、以下のとおりである。

[各路線沿いの景観形成方針]

<p>桃太郎大通り</p>	<p>桃太郎大通りは、岡山駅から表町そして城下へ延びる都心軸であり、街路中央には岡山を特徴づける路面電車が走り、両側には広場と形容されるゆったりとした歩道を有する、幅員50mの岡山を代表する幹線街路である。街路沿道は、商業・業務機能が集積し、多くの人通りで賑わい、また、ハイセンスな都心居住の場ともなっている。</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地再開発事業等の都市更新により土地の高度利用と都市機能の集積を図るとともに、建物の壁面後退等により魅力的な広場空間を確保し、駅前大通りの美しい通景（ビスタ）と歩いて楽しいシンボル通りを形成する。・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。
<p>市役所筋</p>	<p>市役所筋は、岡山駅から市役所方向へ延びる都心軸であり、歩道上の芸術的な樹形のプラタナスと中央帯の豊かな植栽が特徴的な幹線街路である。街路沿道は、都市機能の更新と高度利用化が進展し、商業・業務機能が集積するビジネス街を形成している。</p> <ul style="list-style-type: none">・市庁舎を景観の焦点とし、両側の街並みは高層建築物で囲まれた都市的な風格のある通景（ビスタ）を形成する。そして、建物の壁面後退等により生み出されたオープンスペースは歩道と一体的に利用することとし、モニュメントを設けたり修景緑化を施すなどして、街並みに活気と彩りを添える。・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。

<p>西川緑道公園筋・ 枝川筋</p>	<p>西川・枝川緑道公園は都心を南北に貫く延長 2.4 k mの水と緑の景観軸であり、清澄な水の流れと四季折々の花木が都心に大きな潤いを与えており、沿道には商業施設や都市型住宅等が立地するなど都市更新が進みつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西川・枝川緑道公園、隣接する道路、沿道の街並みが一体となって、街全体が水と緑のオアシスのように、多くの人々を惹きつけ、充実した楽しい時間を過ごすことができる憩いと賑わいの空間を形成する。 ・街並みには、建物の壁面後退により生み出されたオープンスペースに季節ごとの花を飾り、洗練されたデザインの広告や、建物低層部にはショップ、カフェ、レストラン等の小粋な商業施設が立地するなど、連続性と親和性を備えた、歩いて楽しい街並みを形成する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集約化を図るなど、ヒューマンスケールな街並み景観を誘導する。
<p>県庁通り</p>	<p>県庁通りは駅前から西川緑道公園を經由して表町商店街を結び、桃太郎大通りを補完する都心軸である。沿道は都市機能の更新が進みつつあり、ロマンチック通りと名づけられた一帯は賑わいの中心地となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な賑わい拠点を結ぶ歩行者軸として、敷地の統合化など都市更新を進め、壁面後退により生み出されたオープンスペースは歩道と一体的に利用され、洗練されたデザインの広告、また建物低層部にはお洒落な店舗が連なるなど、歩いて楽しい街並みを形成する。 ・主要な交差点部には、拠点的な施設を配置し、賑わいと潤いのある象徴的な街かど景観を創出する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集約化を図るなど、ヒューマンスケールな街並み景観を誘導する。
<p>柳川筋</p>	<p>柳川筋は、都心部の中央を縦断する都心軸であり、街路中央には路面電車が走り、ユリノキなどの街路樹が特徴的な主要な幹線道路である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桃太郎大通りや県庁通りとの交差点は歩行者軸の結節点であり、人の流れ、回遊性を意識した魅力ある街角を演出し、賑わいのある歩行者空間を形成する。 ・街路沿道は商業業務機能や都市型の高層住宅等が建ち並んでおり、沿道建築物の高度利用や壁面後退により生み出されたオープンスペースの緑化等により賑わいと風格のある都市景観を形成する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。

<p>西口筋・ 昭和町通り</p>	<p>西口筋は JR 岡山駅から岡山空港や山陽自動車道へとつなぐ玄関口である。近年、岡山駅西口は再開発や道路の整備等により都市機能の更新が進展しており、一方、昔からある商店街も残る街並みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗が多く駅北西部の文教・運動公園エリアへ向かう学生等の歩行者や自転車交通が多く活気ある通りとなっており、駅東地区との一体的な都市機能の更新を進め、敷地内の沿道緑化等により、親しみやすく歩いて楽しい街並みを形成する。 ・昭和町通りは、比較的敷地規模にゆとりのある建築物が並ぶエリアで、高容積率制限を活かした高度利用を促進し、壁面後退や緑化により風格のある沿道景観を形成する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。
<p>城下筋</p>	<p>城下筋は、都心地区の南北方向の外郭を構成する都心軸であり、街路中央を走る路面電車とモミジバフウの植栽が特徴的な幹線街路である。街路沿道は、商業・業務機能や都市型住宅を中心に高度利用化が進展しており、シンフォニーホールや県立美術館、オリエント美術館等の文化施設、中国銀行や日本銀行岡山支店等の業務施設など、シンボリックな建築物がアクセントとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらシンボリックな建築物を景観形成の核としつつ、沿道建築物の高度利用や、内山下交差点、ルネスホールの歴史的建造物を活かすなど調和のとれた景観デザインにより、賑わいと風格ある街路景観を形成する。 ・沿道建物低層部の賑わい施設、歩道に沿った敷地内の積極的な緑化等により魅力的な都市空間を創出し、誰もが歩きたくなる回遊性の高い快適な空間を形成する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。
<p>主要地方道岡山児島線・ 国道 250 号</p>	<p>主要地方道岡山児島線、国道 250 号は、都心地区の東西方向の外郭を構成する都心軸であり、大規模な商業業務機能が複合して進展している。主要地方道岡山児島線は、国道 250 号から連続した街路を構成し、道路改良に伴う都市機能の更新が進展している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広幅員街路、高容積率制限を活かした高度利用を促進し、統一感ある景観デザインによる街並みとともに、低層部の賑わい施設、歩道に沿った敷地内の積極的な緑化等により魅力的な都市空間を創出し、整然とした風格ある街路景観を形成する。特に、大供・大雲寺ロータリー、新京橋西交差点では、人の流れ、回遊性を意識した魅力ある街角を演出し、賑わいと風格のある快適な街路景観を形成する。 ・屋外広告物は、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導する。

2. 美観風致を維持するための広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本構想

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、屋外広告物の誘導方向として、次の基本的な構想を定める。

- (1) 建物や周辺環境と調和した意匠、色彩、設置形態等に配慮し、整った街並み景観を創出する。
 - ・・・ 沿道建物の壁面及び屋上ライン（スカイライン）によってつくり出される街並みの輪郭を明確にした、整った通りの景観を形成する。
- (2) 都心にふさわしい賑わいを生み出しながらも、すっきりとした通景（ビスタ）を創出する。
 - ・・・ 単に誘目性を求めた広告物ではなく、建物低層部と上層部での広告物が果たす役割や影響を考慮し、洗練されたデザインによって賑わいとまとまりを両立させた景観を形成する。
- (3) 各通りの特徴を十分に活かして、形状及び取り付け場所に統一性を持たせることで、街並み固有の景観のリズムをつくる。
 - ・・・ 通りの幅や街路樹、沿道建物等で生み出される街並みのイメージにふさわしい広告物を掲出しつつ、一定の統一性を持たせることで、品位と個性ある通りを創出する。

3. 広告物及び広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に係る禁止又は制限に関する基本的事項

- (1) 形状
 - ア 通りの特徴を活かすため、見通しやスカイラインをきれいに見せるよう整った形状で統一する。
 - イ 建物低層部では、きめ細かく周囲との調和に配慮した形状、上層部では、街並みと調和し、建物とのバランスのとれた形状とする。
- (2) 面積
 - ア 建物低層部では、視覚的に受け入れられる大きさにとどめ、上層部では眺望景観を阻害しない大きさとする。
 - イ 交差点等人目の集まる場所では、建物とのバランスのとれたものとする。
 - ウ 壁面後退した空地や公開空地等では、その開放感を活かすため、大規模な広告物の設置は避ける。
- (3) 色彩
 - ア 周辺と調和した統一性のあるものとする。
 - イ 大型広告物は、建物の基調色とちぐはぐな色彩にならないようにする。
 - ウ 明度の低い色又は彩度の高い色を避け、極力原色を少なくする等、周辺と調和のとれたものとする。

(4) 意匠

- ア 建物と一体化したデザイン及び設置形態とする。
- イ 周辺との調和を考えたデザインとする。
- ウ 通りの魅力を高めるよう、品位あるデザインとする。

(5) 表示の方法

- ア 壁面後退等の配慮を行う場合は、後退した空間内に広告物を収める。
- イ 通りの幅や植栽、周辺建物の用途等を勘案し、取り付け高さ及び設置場所に配慮する。
- ウ 敷地内に広告物を収め、集合化を図る（西川緑道公園筋・枝川筋、県庁通りを除く）。
- エ 建物に設置する場合には、できるだけ建物低層部に広告物を集め、建物上層部の見通しを確保する。
- オ ヒューマンスケールな空間においては、広告物は歩行者にとって視覚的に受け入れられる高さとする。
- カ 過度な動きを伴うものなど、騒々しい景観になりがちなデジタルサイネージ等の設置は制限する。

（エ～カについては、西川緑道公園筋・枝川筋、県庁通りに限る）